

幼稚園 警報等の発表時における安全確保について

(平成28年4月改訂版)

保育幼稚園課

警報等発表時における園の対応は、下記を基準とします。各園における対応についてはこの基準を踏まえ、幼児の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとしてください。

その際、各園で、ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定してください。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報（暴風雪警報）、緊急地震速報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」を言います。

1 暴風警報、暴風雪警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	幼稚園	時刻	幼稚園
○幼稚園 7:30 (登園前)まで	臨時休園	○幼稚園 7:30まで	通常通り登園（注1）
登園後	園は状況を判断し、 必要な措置をとる（注2）	7:30 以降	臨時休園

(注1)登園の際の留意点について

通園路の安全を確認し、平常通り保育が実施されるように努める。ただし、解除後も災害が著しい等、登園に危険が予想される場合は、園長の裁量で臨時休園、または登園時間を遅らせる措置をとることができる。この場合は保育幼稚園課にその旨連絡をする。

(注2)園が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

【暴風警報・暴風雪警報の場合】

- ① 通園路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認する。
なお、平素よりこのような場合を想定し危険箇所をリストアップし対応を協議しておく。
- ② 拠点的に通園路周辺の民家、在宅保護者から、通園路状況等の安全についての情報提供を求める。
- ③ 保護者の出迎えのあるまで園で残留措置をとり保護する。なお、平素より保護者等の出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておくこと。

※ 上記のような点をふまえて、帰宅、待機、避難のうち、状況に応じて判断する。
なお、台風の進路等により暴風警報発令が予想される場合は、各園の判断で発令前でも速やかに帰宅させることも検討する。この場合も保育幼稚園課にその旨連絡をする。

【東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）の場合】

- ① 保護者の出迎えのあるまで園で残留措置をとり保護する。なお、平素より保護者等の出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておくこと。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
登園前	<p>臨時休園</p> <p>○登園はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる)</p> <p>(※津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる)</p> <p>(具体的には)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波以外）
登園後	<p>園待機</p> <p>○幼児の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や園内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。(ただちに命を守る行動をとる)</p> <p>(注3)</p>

※ **特別警報解除後**（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登降園を行うが、状況に応じて、園長の裁量で臨時休園の措置をとる。この場合は保育幼稚園課にその旨連絡をする。

(注3)

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

○ ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで園で待機をとり保護する。その後、市災害対策本部（危機管理室）など、公的機関の指示に従う。なお、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておくこと。

* 気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっている。

上記対応は震度5強以上について該当するものとするが、それ以外でも緊急地震速報の場合は、十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとること。

【津波(大津波)警報の場合】

① 幼児を安全性の高い場所に移動させ、安全を確保する。平屋建ての幼稚園については、近くの小中学校等決められた避難所に避難する。2階建ての幼稚園については、津波の

到達時間に余裕があるときは、近くの小中学校等決められた避難所に避難する。

- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、保育幼稚園課より「防災用緊急電話連絡網」「すぐメール」「学校掲示板」等で、その対応について連絡する。
- ③ 幼児の降園については、保護者の出迎えのあるまで園あるいは決められた避難場所で残留措置をとり、保護することを原則とする。
- ④ 津波浸水区域にある幼稚園は、警報が解除されるまでは引き渡しを行わず、引き取りに来た保護者も一緒に避難をする。降園させる際は、市災害対策本部の情報をもとに保育幼稚園課と相談し、その安全性に十分な配慮をする。

※「決められた避難所」とは、園防災マニュアルで定められ第2次避難場所などをいう。

※なお、津波注意報、津波(大津波)警報発表時の対応については、次の地区の園を対象とする。

〈三重県防災危機管理部が公表した津波浸水予測図(平成23年版)により、津波浸水の可能性のある地区〉

富洲原、富田、大矢知、羽津、海蔵、橋北、中部、常磐、塩浜、日永、河原田、楠

※対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応するものとする。

【登園後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合】

- ① 保育幼稚園課が、市災害対策本部(危機管理室)と現状についての確認を行う。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急連絡網」「学校掲示板」「すぐメール」等で、各園に連絡をする。
- ② 降園時間になり、幼児を降園させる際は、上記【1】に準じる。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、竜巻注意情報、雷注意報等

(上記「1」「2」以外)の対応)

それぞれの園の地域の状況を的確に把握し、園長の裁量により上記に準拠して幼児の安全確保のため必要な措置をとるものとする。この場合にも必ず保育幼稚園課との連絡、調整に努めるものとする。

また、各種注意報等についても園長は十分に情報を収集し周囲の状況に即応して最善かつ適切な措置をとること。また、措置の結果を保育幼稚園課に報告すること。

※別途対応が必要な場合はそれぞれの対応マニュアル等を参照のこと

《例》光化学スモッグ予報(注意報・警報・重大警報)→「三重県大気汚染緊急時対策」

4 津波注意報が発表された場合の対応

保育幼稚園課が、市災害対策本部(危機管理室)と現状についての確認を行う。それらの情報及び対策を「防災用緊急連絡網」「学校掲示板」「すぐメール」等で、各園に連絡をするので、それらを参考に幼児の安全を確保すること。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>